

事務連絡  
令和4年6月2日

各 都道府県  
市区町村 民生主管部局 御中

厚 生 勞 働 省  
社会・援護局保護課  
社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室  
子ども家庭局家庭福祉課

高等教育の修学支援新制度の周知等について

平素より生活保護行政、生活困窮者自立支援行政及び児童福祉行政の推進にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

被保護世帯の子どもに対する大学等進学支援については、生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）による生活保護法（昭和25年法律第144号）の一部改正により、新生活の立上げ費用を支給する進学準備給付金を創設するなど、支援策の充実を図ってきたところです。更に、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づき、令和2年4月から、真に支援が必要な低所得者世帯の者（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生）に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を行う高等教育の修学支援新制度も実施されています。

今般、虐待等により保護者の元から避難した大学生等が、一時的に生活に困窮し、修学を継続することが困難となる場合があることを踏まえ、文部科学省において、高等教育の修学支援新制度の運用が見直されたことに伴い、別添のとおり事務連絡が発出されたところです。

これらを踏まえ、下記のとおり、虐待等により保護者の元から避難し、一時的に生活に困窮する大学生等や、大学等進学を希望する生徒のいる生活保護世帯への支援に当たって留意いただきたい事項をお示ししますので、御了知の上、管内の保護の実施機関、自立相談支援機関及び児童相談所への周知徹底をお願いします。

また、高校生世代の子どもがいる被保護世帯等、支援を必要とする世帯に幅広く情報が伝わるよう、市町村関係部局、子どもの学習・生活支援事業の実施者、自立相談支援機関、家計改善支援事業の実施者、生活福祉資金の貸付窓口その他の関係機関に対しても周知をお願いします。

## 記

### 1 虐待等により保護者の元から避難した大学生等への支援について

#### (1) 高等教育の修学支援新制度等の運用の見直しの概要

大学等に在学中の学生が、虐待等により保護者の元から避難した場合、一時的に生活に困窮し、修学を継続することが困難となる場合がある。

高等教育の修学支援新制度では家計基準が設けられており、上記の場合は、独立生計者として学生・生徒本人の所得・資産のみで判定した上で、基準を満たせば支援対象となるものである。一方で、在学中に採用申込みを行うことができる時期は、虐待等により保護者の元から避難した場合、春と秋の定期採用の募集に限られていた。

今般、支援の更なる充実の観点から、文部科学省において運用を見直し、高等教育の修学支援新制度の利用について、春と秋の定期募集に加え、家計急変による随時採用も併せて利用できることとした上で、貸与型奨学金についても同様に家計急変による随時採用を認めることとされた。

#### (2) 虐待等により保護者の元から避難した大学生等への支援

虐待等により保護者の元から避難した大学生等から保護の実施機関、自立相談支援機関及び児童相談所に対して支援を求める相談があった場合、本人からの相談内容に応じ、まずは各機関において、病気を理由とする休学等を伴う保護の開始、家計改善支援事業や一時生活支援事業の利用、自立援助ホームへの入所のあっせん等、活用が可能な支援を着実に実施されたい。併せて、本人に修学継続の意欲がある等、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金の利用が可能と見込まれる場合は、本人に対して速やかにこれらの制度の随時採用等の申込みを大学生等の通っている大学等に行うよう促されたい。(参考1、参考2参照)

また、高等教育の修学支援新制度による給付型奨学金の振込みや、貸与型奨学金の振込みまでの間の生活費が不足する場合は、緊急小口資金の活用も考えられることから、学生等本人の相談内容に応じ、本人が当該貸付の申請を市区町村社会福祉協議会に行うことも併せて促されたい(参考3参照)。

なお、家計急変による隨時採用は、虐待等により保護者の元から避難した場合に加え、災害、生計維持者の死亡、事故、病気による就労困難及び非自発的失業の場合に利用が可能であることから、これらの事由により生活に困窮する大学生等から相談があった場合にも同様に対応されたい。

## 2 大学等進学を希望する生徒のいる被保護世帯への支援について

### (1) 子どもの大学等への進学に向けた関心を高めるための支援

子どもの大学等進学を促進するためには、高校生及びそれ以前より、高校卒業後の進路の一つとしての大学等進学を周知し、子どもの大学等進学についての関心を高めるよう働きかけることが重要である。このため、日々の家庭訪問等の機会において、高校生及びその保護者に対する大学等進学に関する様々な情報提供や、高校卒業後の進路に関する早期からの相談及び助言等の支援に努められたい。

あわせて、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する支援を効果的に行うため、子どもの学習・生活支援事業の積極的な実施に努められたい。

同事業では、高校中退防止や進路選択に向けた情報提供等（公的支援や奨学金など）を実施している自治体もあることから、事業の実施に当たって参考にされたい。

### (2) 高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金等の積極的な周知等

高校生及びその保護者等に対して、改めて、高等教育の修学支援新制度や貸与型奨学金、国の教育ローンを積極的に周知するとともに、大学等進学を希望する者に対しては、これらの活用を促されたい（参考2及び3参照）。

また、上記の制度の周知に当たっては、高等教育の修学支援新制度による給付型奨学金の支給が決定されるまでの間のつなぎとして、貸与型奨学金や国の教育ローンを利用することができる点について留意されたい。

### (3) 大学等進学に要する費用の確保の支援

大学等進学に要する費用の確保を支援するため、高校生のアルバイト代並びに国の教育ローン及び各種奨学金に関する収入認定除外について、子どもが中学校や高等学校等に就学中の間から、子ども及びその保護者に対し積極的に周知した上で適切に実施されたい（参考4及び5参照）。

あわせて、より効果的な支援を行う観点から、大学等への進学を検討している被保護世帯に対する被保護者家計改善支援事業の積極的な実施に努められたい。

#### (参考 1) 高等教育の修学支援新制度の概要

高等教育の修学支援新制度は、低所得者世帯（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）の学生に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置する制度であり、生活保護世帯出身の学生の場合は、原則として父母及び本人の所得及び資産により判定し、父母が生活保護を受けていれば制度の対象となる。

支援対象者の学業成績・学修意欲に係る要件として、大学等への進学前は、高等學校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学修意欲や進学目的等を確認することとしている。一方で、大学等への進学後は、その学修状況について、成績が学部等の下位 4 分の 1 の場合に警告、2 年連続して警告に該当した場合には支援を廃止する等の厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとしている。

採用方法としては、高校 3 年生等向けの予約採用及び大学等の在学生向けの在学採用の 2 種類がある。

#### (参考 2) 貸与型奨学金（第一種奨学金（無利子）及び第二種奨学金（有利子））

給付型奨学金に加え、学力基準・家計基準に照らし幅広い世帯の者を対象に、奨学金の貸与を受けることが可能。

貸与月額は、学校の種類や通学形態等によって異なるが、第一種奨学金の最高月額は 64,000 円、第二種奨学金の最高月額は 120,000 円。

#### (参考 3) 緊急小口資金の概要

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行うもの。対象者は低所得世帯等。貸付上限額は 10 万円以内。申し込み後には、各都道府県社会福祉協議会による審査がある。

#### (参考 4) 高校生のアルバイト代に関する収入認定除外の取扱い

勤労控除（基礎控除・未成年者控除等）とは別に、大学進学に係る以下の費用を収入認定しないこととできる。

- (a) 学習塾費等、高等学校就学費の支給対象とならない学習費（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日社保第 34 号 厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 8 の問 58）
- (b) 事前に必要な受験料（交通費、宿泊費など受験に必要な費用を含む。）及び 入学料（課長通知第 8 の問 58-2）
- (c) 就学に伴って直ちに転居の必要が見込まれる場合の転居費用（課長通知第 8 の 58-2）

(d) 国の教育ローンの償還金（課長通知第8の問58-2）

なお、上記の(b)から(d)までについては、以下の点が求められる。

- ・ 本人の意思が明らかであり、また、生活態度等から学業に支障がないなど、特に自立助長に効果的であると認められること
- ・ 自立支援計画を策定の上、収入認定除外によって生じた金銭を別に管理し定期的に報告を行うことが可能であること

(参考5) 国の教育ローンや各種奨学金に関する収入認定除外の取扱い

当該金銭の受領者が高校生の親である場合であっても、自立更生計画を策定の上、以下の費用を収入認定しないこととできる（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の2の(3)のイ、課長通知第8の問40の(2)）

(e) 学習塾費等、高等学校就学費の支給対象とならない学習費

(f) 大学等への就学後に要する費用として、大学の授業料や生活費その他就学のために必要と認められる最小限度の額

なお、上記の(f)について、その償還金を親の収入から控除することはできないが、当該高校生が大学進学し被保護者でなくなった後に、償還金に充てるための金銭を出身被保護世帯に恵与した場合、その金銭は収入認定除外できることとしている。（局長通知第8の4の(3)、課長通知第8の41-2）

(参考6) 世帯内就学に伴う世帯分離の取扱い

大学等への進学にあたって、生活保護世帯の出身者が大学に通学する場合は、局長通知第1の4の(2)の要件を満たした場合に世帯分離の対象となる。

この場合、本人への扶助は行われなくなるが、給付型奨学金やアルバイト等の収入については、生活保護制度の制約を受けずに使用することができる。さらに、この場合において、住宅扶助費は減額されないこととしている。（課長通知第7の問52）

(別紙参考資料)

1. 虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する大学生等の生活費の支援について
2. 家計が急変した学生等への支援について（貸与型奨学金）

高等教育の修学支援新制度において、学生等が家庭内暴力から避難するために父母と別居した場合、家計急変による随時採用の申請対象とする取り扱いの変更を行いました。経済的に厳しい状況にある生徒が進学を断念することができないよう、周知への御協力をお願いいたします。

事務連絡  
令和4年5月31日

各 国 立 大 学 法 人  
独立行政法人国立高等専門学校機構  
各 学 校 法 人  
放 送 大 学 学 園  
大学を設置する各学校設置会社

高等教育の修学支援新制度担当課 御中

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課

#### 高等教育の修学支援新制度の取扱いの変更等について（周知）

平素は高等教育行政に格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

令和2年4月から、生活保護世帯や住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等を対象に、大学・短期大学・高等専門学校（4年生及び5年生）・専門学校に通う際の授業料等の減免と返済不要の給付型奨学金の支給を行う「高等教育の修学支援新制度」を実施しております。

さて、本制度では、原則として父母を生計維持者として家計基準の判定を行いますが、家庭内暴力から避難するために父母と別居している場合、独立生計者として学生・生徒本人の所得・資産のみで判定し、家計基準を満たせば支援対象となります。ただし、現状、春と秋の年2回の定期採用において申請対象としているものの、家計急変による随時採用の申請対象ではありません。

そのため、在学中に避難した場合、避難の時期によっては長期間支援を受けられず、修学の継続が困難になることも考えられることから、この度、令和4年7月1日（金）より、家計急変による随時採用においても申請対象とすることとしました。

つきましては、添付のとおり関係資料について送付しますので、本取扱いの変更に関する学生等への周知等について、よろしくお願い致します。

また、本取扱いの変更に伴う給付奨学金の家計急変における申請方法など詳細については、後日、改めて日本学生支援機構から確認大学等に直接通知いたします。

なお、令和4年6月30日（木）以前に、当該事情による学生等から申請の相談があつた場合については、現在、日本学生支援機構において定期採用の申請を令和4年6月30日（木）まで受け付けていることを踏まえ、定期採用で御推薦いただくよう御対応をお願い致します。

(送付資料)

1. 高等教育の修学支援新制度の概要
2. 家計が急変した学生等への支援について
3. 授業料等減免事務処理要領（第3版）巻末資料  
参考資料4 「家計急変時の支援に関する学生等への案内（詳細版）」
4. 公的機関による保護証明書（証明書様式【随時採用専用】）

(本件問合せ先)

文部科学省 高等教育局 学生・留学生課  
高等教育修学支援室

電話：03-5253-4111（代表）（内線3505）

e-mail: [gafutankeigen@mext.go.jp](mailto:gafutankeigen@mext.go.jp)

※ お問合せは、メールにてお願いします。

# 高等教育の修学支援新制度

## 2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！



### 対象になる学校は？

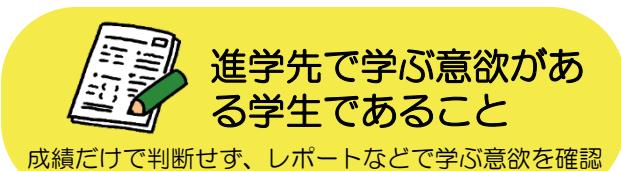
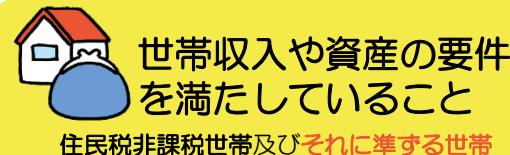
一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校  
に通う学生が支援を受けられます。



### どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



**将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です**

### 給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。  
(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

#### 給付型奨学金の支給額（年額）

(住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)

区分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約 35万円	約 80万円
	私立	約 46万円	約 91万円
高等専門学校	国公立	約 21万円	約 41万円
	私立	約 32万円	約 52万円



### 世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族（本人（18歳）・父（給与所得者）・母（無収入）・中学生）で、  
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額（年額）

#### 上限額

給付型奨学金  
約91万円

授業料減免  
約70万円

上限額の2/3  
約61万円

約47万円

上限額の1/3  
約30万円

約23万円

進学資金  
シミュレーター



自分が支援の  
対象になるか  
調べてみよう。

年収目安

～270万円  
住民税非課税世帯  
(第Ⅰ区分)

～300万円  
(第Ⅱ区分)

～380万円  
(第Ⅲ区分)

注) 年収目安は、兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

### 授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。  
(第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3)

#### 授業料等の免除・減額の上限額(年額)

(住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合)

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円



# 家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度  
～授業料等減免・給付型奨学金～)

送付資料 2

## 趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免 + 給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

## 家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

### 父母等による暴力等からの避難（※1）、

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、  
失職（※2）、災害等（新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変も対象）

（※1）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付

（※2）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年2回（4月始期分、10月始期分）	随時（急変事由の発生後3ヶ月以内に申し込み）
支援開始時期	4月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村民税所得割 課税標準額×6% - (調整控除の額 + 税額調整額)	左記に準ずる額（年間所得の見込額を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	前年所得 ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	急変事由が生じた後の所得 ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	毎年、夏に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年1回）	3ヶ月毎に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

## 支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

## 家計急変時の支援に関する学生等への案内（詳細版）

予期できない事由（下表該当事由）により、家計が急変した場合は、授業料等減免及び（日本学生支援機構が実施する）給付型奨学金の緊急支援を申し込むことができます。

### 1. 家計急変の事由と証明書類

下表の左欄に掲げる「事由」に該当し、右欄に掲げる証明書類を提出できる場合、緊急支援を申し込むことができます。

事由（※注1）	証明書類
A：生計維持者の方（又は両方）が <u>死亡</u>	下記の <u>いずれか</u> ・戸籍謄本（抄本） ・住民票の除票（死亡日記載）
B：生計維持者の方（若しくは両方）又は本人が <u>事故若しくは病気</u> により、半年以上、就労が困難	・医師による診断書 及び ・（被雇用者の場合）雇用主による病気休暇（休職）等に係る証明書（※注2）
C：生計維持者の方（若しくは両方）又は本人が <u>失職</u> （非自発的失業（※注3）の場合に限る。）	下記の <u>いずれか</u> ・雇用保険被保険者離職票 ・雇用保険受給資格者証
D：生計維持者又は本人が <u>震災、火災、風水害等に被災</u> した場合であって、次の <u>いずれか</u> に該当 ①上記A～Cの <u>いずれか</u> に該当 ②被災により、生計維持者の方（若しくは両方）が生死不明若しくは行方不明又は生計維持者の方（若しくは両方）若しくは本人が就労困難など世帯収入を大きく減少させる事由が発生	・罹災証明書
E：本人が父母等による <u>暴力等から避難</u> するために、「児童福祉法」又は「売春防止法」の定める施設等へ入所等することとなった（※注4）	・公的機関による保護証明書（「証明書様式」による）

#### 【注】

(1) 本制度は、低所得世帯の学生等に限って支援の対象とするものであり、家計が急変する事が生じたことにより、収入が減少していることが前提となります。このため、収入減少を伴わない家計支出増加の場合は、本制度の緊急支援の対象としては想定していませんが、年2回実施する定期的な申し込みや、貸与型奨学金緊急・応急採用への申込は可能です。（審査の上、要件を満たす場合はこれらの支援の対象となります。）

(2) 雇用されている者が傷病により就労困難となった場合、傷病による休暇（休職）について、①当該休暇（休職）の期間、及び②当該期間中の給与等支給状況について記載した証明書（様式又

はこれに準ずる書面) の提出が必要です。当該証明書は雇用主に作成又は押印を依頼してください。

(3) 「非自発的失業」とは、雇用保険被保険者離職票（又は雇用保険受給資格者証）において、下記の離職理由コード【1A(11)、1B(12)、2A(21)、2B(22)、2C(23)、3A(31)、3B(32)、3C(33)、3D(34)】に該当する場合をいいます。

1A (11) 解雇(3年以上更新された非正規社員で雇止め通知なしを含む)
1B (12) 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
2A (21) 雇い止めによる解雇(期間の定めのある雇用契約(1年未満)を3年以上繰り返し、事業主側の事情によって契約満了、又は雇い止めとなつたために離職したとき)
2B (22) 倒産・退職勧奨・法令違反等の正当な理由のある自己都合退職
2C (23) 期間の定めのある労働契約の期間が終了し、かつ、次の労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が更新を希望したにもかかわらず、更新できなかつた場合)
2D (24) 契約期間満了により退職(更新について、更新なしと明記があつた場合等で、労働者、事業主同意のもとに計画期間満了となり退職)
2E (25) 定年退職、移籍出向
3A (31) 事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
3B (32) 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職
3C (33) 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 12カ月以上)
3D (34) 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間 12カ月未満)
4D (40) 正当な理由のない自己都合退職
4D (45) 正当な理由のない自己都合退職(受給資格等決定前に被保険者期間が 2カ月以上)
5E (50) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職
5E (55) 背任行為、懲戒事由に基づく被保険者の重大な責による退職(受給資格等決定前に被保険者期間が 2カ月以上)

上記の「非自発的失業」に該当しない、下記の事由については、被災した場合(前頁表中 D に該当する場合)を除いて、授業料等減免及び給付型奨学金制度における、家計急変による緊急支援の対象とはなりませんが、年2回実施する定期採用への申込や、貸与型奨学金の緊急・応急採用への申込は可能です。(審査の上、要件を満たす場合に、支援対象となります。)

- ・生計維持者の離婚 又は失踪
- ・定年退職等、非自発的失業 (次頁 (3) 参照) に該当しない離職
- ・雇用保険に加入していない生計維持者 (会社経営者等) の離職

(4) この事由の対象となるのは、

- ① 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号) 第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助又は同法第 31 条の規定による措置延長を受けることとなった者
- ② 売春防止法(昭和 31 年法律第 118 号) 第 34 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護を受けることとなった者又は同法第 36 条に規定する婦人保護施設に入所することとなった者
- ③ その他、上記①又は②に準じる者として、公的機関による保護を受けることとなった者(避難先は公的施設以外の民間シェルター等も含む)  
です。

なお、父母がもう片方の父母から暴力等を受け、これから退避するために同伴されて上記の施設等において保護又は一時保護を受けることとなった者も対象となり得ます。また、本人が自身

の配偶者から暴力等を受けた場合にもこの事由の対象となり得ます。

(5) 本人の事由によるものであっても、生計維持者と同様の証明書類が必要になります。

## 2. 支援対象者の要件（基準）

- (1) 所得：年間所得の見込額（家計急変後の所得を基に推計）が、基準を下回ること
- (2) 資産：家計急変以外の場合と同じ（申込・届出時点で当該基準を下回ること）
- (3) 学業その他：家計急変以外の場合と同じ

## 3. 申込に必要な書類（提出書類）

申込時、下記の書類全てを提出する必要があります。

- ① 申請書（様式）
- ② 事由に関する証明書類（1. の表に掲げる証明書類）
- ③ マイナンバー提出書類（学生本人 及び 全ての生計維持者（ただし、死亡の場合、当該生計維持者の分は提出不要））  
※所属の学校を経由せず、学生本人から日本学生支援機構に直接送付します。
- ④ 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の事由発生後の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡の場合かつ生計維持者に変更がない場合、提出不要）
  - ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）  
※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要
  - ・その他の所得がある場合、それを証明する書類  
※住民税の課税対象となる全ての所得を含みます。（住民税の課税対象とならない収入は申告不要です。）
- ⑤ 学生本人及び全ての生計維持者の最新の所得（課税）証明書（ただし、死亡の場合、当該生計維持者の分は提出不要）

## 4. 申込・支援開始までの流れ

### ① 事前相談

予期できない事由（1. の表に掲げる事由）により、家計が急変した場合、その事由が発生したときから3ヶ月以内に（進学前に家計が急変した新入生については入学後すぐに）、所属する大学等に、「事前相談」を行ってください。この事前相談において、必要な書類や今後の手続きについて、詳しい説明を受けてください。

### ② 申請

予期できない事由の発生から3か月以内に3. に掲げる書類を、所属大学等に提出してください。（あわせて給付型奨学金を申し込む者については、所属大学等からまとめて、日本学生支援機構に提出されます。）

### ③ 審査

所属大学等及び日本学生支援機構において、提出書類等を確認の上、審査を行います。

### ④ 採用・支援開始

③の審査の結果を受けて、採用された者については、速やかに支援を開始します。

## 5. 支援中の届出（必須）

支援開始月から3ヶ月毎（事由発生から15ヶ月経過後は、事由発生の翌々年10月までの間1年毎）に、下記の書類を提出する必要があります。書類の提出の遅れや不備によって、当該期間の支援が中断される場合があります。

### ① 家計急変現況届《給付奨学金》、継続願《授業料減免》

### ② 予期できない事由（1. の表に掲げる事由）が発生した該当者の所得を証明する下記の書類（ただし、死亡の場合は、再婚等による生計維持者の変更がない限り提出不要）

- ・雇用主が発行した、給与明細書（事由発生後、毎月分）

※申込時に提出したものに追加して提出

※複数個所から給与を得ている場合、その全ての給与証明が必要

- ・その他の所得がある場合、それを証明する書類

## 6. 支援中の額の変更等

5. で提出された資料に基づき、3ヶ月毎（事由発生から15ヶ月経過後は、事由発生の翌々年10月までの間1年毎）に審査を行い、支援区分（第Ⅰ区分（満額支援）、第Ⅱ区分（2/3支援）、第Ⅲ区分（1/3支援））を判定します。判定の結果、支援額が変更になりましたり、支援が停止されたりすることがあります。

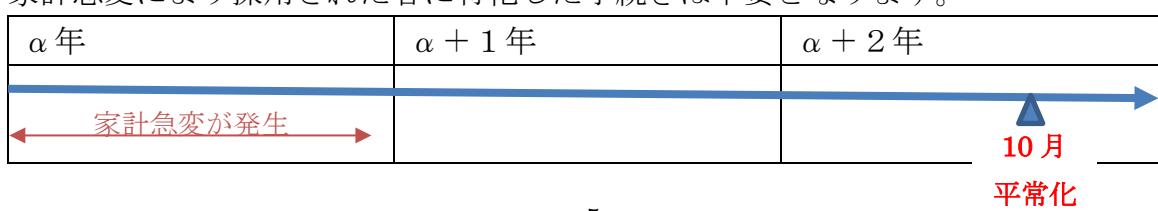
なお、家計急変の場合に限らず、本制度においては、学業の基準を満たさないと判定された場合は支援の打切りになることがありますので、しっかり学業に励むことが重要です。学校から懲戒処分を受けた場合なども支援の打切りになることがあります。

## ◎手続の時期と内容

時期（例）	手続内容
N月（例：5月）	★家計急変の事由発生（例：5月3日）
N+1～N+3月 (6月～8月)	【学生→大学等】事前相談、申請手続き (例：5/3に事由発生であれば、8/3が申請期限) 【学生等→大学等（→機構）】 ※（N+1月～N+3月）の所得証明等を提出
N+4月 (9月)	【（機構→）大学等→学生等】 認定、結果通知、支援開始 ※申請を行った月分からの支援となります。
N+7月 (12月)	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1月～N+6月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+10月 (3月)	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1月～N+9月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+13月 (6月)	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+1月～N+12月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
N+25月 (6月)	【学生等→大学等（→機構）】 家計急変現況届等 ※（N+13月～N+24月）の所得証明等を提出 【（機構→）大学等→学生等】 適格認定、結果通知、（要すれば）支援区分変更
平常化	【機構】マイナンバー情報連携で所得情報を取得し、適格認定 【（機構→）大学等→学生等】 結果通知、（要すれば）支援区分変更

(※) 平常化

$\alpha$ 年1月から12月に家計急変事由が発生した場合、 $\alpha + 2$ 年の10月分から平常化し、家計急変により採用された者に特化した手続きは不要となります。



## 7. 留意事項

### (1) 虚偽申告について

申込及び届出において申告した内容に虚偽があるなど不正が判明した場合、それまでに支援した額の最大1.4倍の額の返還を求めることがあります。申告内容の正確性を期すようにしてください。

### (2) 返還

虚偽申告の場合に限らず、学校から懲戒処分を受けたり、学業成績等が著しく悪いと判定されたりした場合、支援が打切りになるだけでなく、それまでに支援を受けた額の全部又は一部の返還等をすることになる場合があります。

令和 年 月 日

## 証 明 書

下記の者については、父母等からの暴力等を理由として保護したことを証明する。

証明対象者氏名

証明対象者生年月日 年 月 日

保護施設への入所年月日 年 月 日

所 在 地

証明機関名称及び代表者氏名

電 話 番 号

公的機関が、公的機関以外の民間の保護施設（自立援助ホーム、母子生活支援施設、婦人保護施設、民間シェルター等）において保護されていることを証明する場合には、以下にその保護施設名を記載すること。

所 在 地 (※)

保護施設名称及び代表者氏名 (※)

電 話 番 号

※ 所在地及び代表者氏名については、記載することが適当でない場合は、省略すること。

## 〔注意事項〕

- 1 「証明書欄」は、自治体等の公的機関が記入すること。
- 2 この証明書は、父母からの暴力等を理由として保護した者に対して児童相談所及び婦人相談所、障害者虐待に関する相談・通報窓口、自治体等の公的機関が発行するものであり、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」）の奨学金に係る家計急変採用又は緊急・応急採用に申請する際、必ず申請者本人（学生等）から機構へ提出すること（機構の奨学金に申し込みまず、授業料等減免のみ申請する者の場合、所属する学校へ提出すること）。
- 3 なお、この証明書は、申請者に対し父母からの暴力等があった事実を証明するものではないことに留意すること。

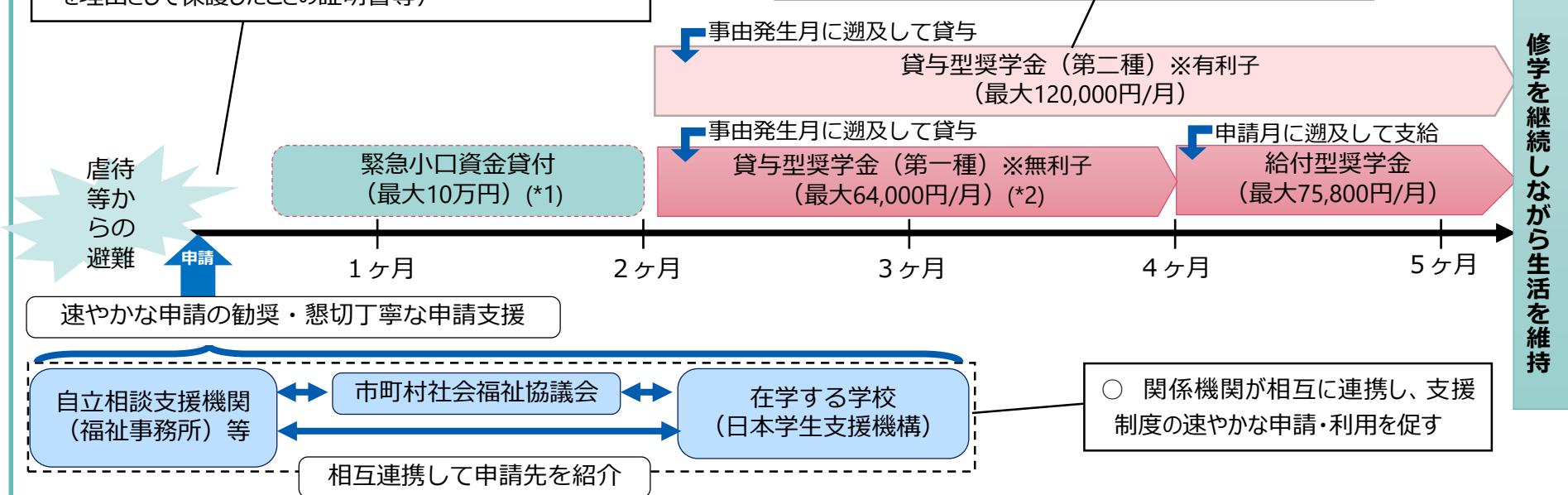
## 虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する大学生等の生活費の支援について

- 大学生等が虐待等を受けて親元から避難し、生活に困窮する場合の対応として、修学支援新制度（授業料等の減免・給付型奨学金）や、貸与型奨学金の速やかな活用が重要。奨学金の振込みまでの間の生活費が不足する場合には、緊急小口資金貸付の活用も考えられる。

### 生活費に関する支援の枠組み

- 速やかな申請につなげるため、家庭内暴力（DV）により父母と別居している学生自身を生計維持者として取り扱う際の、証明書類の様式例を策定（父母等からの暴力等を理由として保護したことの証明書等）

- 家庭内暴力を受けた場合、家計急変時の特例（随時申込み）が可能  
(申請から支給までの期間が、従来の2～3ヶ月から、貸与型で最短1ヶ月半まで短縮される)



\*1 申請から支給まで最短で約1週間程度。

\*2 納付型奨学金の受給中は無利子奨学金の貸与が受けられない（併給制限）。

\*3 現行制度上も、家庭内暴力を受け避難した場合、定期採用（4月/10月）は利用できる。

# 家計が急変した学生等への支援について (貸与型奨学金)

別紙参考資料 2

- 保護者の失職、倒産や災害等により家計が急変し、緊急に奨学金貸与の必要が生じた学生・生徒に対応する。(平成11年度創設)

## 緊急採用（無利子）奨学金

## 応急採用（有利子）奨学金

対象学校種	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校、専修学校専門課程の学生・生徒	大学・短大、大学院（修士課程・博士課程）、高等専門学校（4・5年生）、専修学校専門課程の学生・生徒
学力基準	学修意欲がある者	学修意欲がある者
家計基準	<b>家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定</b> (基準) 一定年収（700～1,290万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合	<b>家計急変（失職、災害等）後の年間所得見込額で基準を満たすかどうか判定</b> (基準) 一定年収（870～1,670万円※）以下 ※子ども1人～3人世帯の場合
採用時期	随時	随時
貸与月額	通常の第一種奨学金（無利子）と同額	通常の第二種奨学金（有利子）と同額

## 貸与月額

※貸与月額は学生等が選択（下表の通り上限額あり）

## 第一種奨学金（無利子）

最高月額	大 学				短期大学・高等専門学校(4・5年生)・専修学校(専門課程)			
	国公立		私 立		国公立		私 立	
	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外	自 宅	自 宅 外
45,000円	51,000円	54,000円	64,000円	45,000円	51,000円	53,000円	60,000円	
50,000円				40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	
40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	
20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	20,000円	

## 第二種奨学金（有利子）

### 2万円～12万円（1万円単位）

※ 私立大学 医・歯学課程12万円を選択した場合、4万円の増額可  
 ※ 私立大学 薬・獣医学課程12万円を選択した場合、2万円の増額可

(参考) 【第二種奨学金 貸与利率（令和3年3月現在）】

- ・利率見直し方式：0.004%
- ・利率固定方式：0.268%

※ 家計収入(年額)が一定額以上の場合は、各区分のその他の月額から選択します。

※ 2020年度以降に奨学生となる方から給付奨学金と併せて利用する場合は、上表の月額が調整されます。